

大阪府包括外部監査人候補者選定基準（公募）（案）

平成29年11月20日制定
令和元年6月5日変更
令和3年1月14日変更

大阪府包括外部監査人選定規程第4条第1項の規定による包括外部監査人の候補者の選定については、この基準による。

1 評価方法

大阪府包括外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された提案書について審査の上、評価する。

2 評価項目（配点：100点満点）

（1）監査に対する姿勢・考え方（10点）

ア 包括外部監査に対する姿勢・考え方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法（以下「法」という。）の趣旨に合致しているか。

イ 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。

ウ 包括外部監査人を希望する強い意思と目的意識を有しているか。

エ 法第252条の30に定める監査の実施に伴う包括外部監査人と監査委員相互間の配慮について理解しているか。

オ 地方公共団体の会計について理解しているか。

（2）テーマの選定及び監査手法（40点）

ア 提案された監査テーマ、監査にあたって重視する事項及び府政に対する課題等の認識が、現在の大阪府政の状況に照らして適切なものか。

イ 提案された監査テーマが、「対象団体の『財務に関する事務の執行』及び『経営に係る事業の管理』に関するもの」という法の趣旨を踏まえたものとなっているか。

ウ 監査手法が適切なリスク分析に基づいており、監査実施による具体的な効果が期待できるものになっているか。

エ 監査結果の取りまとめについて、具体的で客観的な根拠に基づく指摘となるような手法となっているか。

（3）実施体制及び運営（20点）

ア 包括外部監査を効率的、効果的に行う適切な補助者の構成や規模となっているか。

イ 包括外部監査人による統率のもと、適切な役割分担により、指揮命令系統や責任の所在、連絡体制が明確になっているか。

ウ 職務上知り得た情報の取扱いについて明確にされているか。

(4) 監査の実施計画（20点）

ア 各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容を記載した具体的な計画となっているか。

イ 監査テーマの選定、調査、実査、監査結果報告書作成を効果的、効率的に行う計画となっているか。

ウ 監査の円滑な実施のための補助者が確保できる計画となっているか。

(5) 実績（10点）

ア 過去に包括外部監査人、補助者、監査委員の実績、経験を有しているか。

イ 過去に行政に関する実績、経験を有しているか。

ウ その他包括外部監査に関連する実績、経験を有しているか。

(6) 減点項目

ア 法第252条の28第3項第4号又は第5号に規定する懲戒処分を受けた者

イ 法第252条の29の趣旨に該当する者

ウ 当年度の大坂府包括外部監査人選定委員会において、次年度も包括外部監査契約を締結することが妥当であると判断されなかった者

〔自治法改正（号の繰り上げ）により、「第5号又は第6号」を「第4号又は第5号」に改める。〕

3 評価手順

(1) 委員等は、候補者の提案書について、プレゼンテーションを踏まえて「2 評価項目」ごとに評価し、各候補者の評価点を算出する。

(2) 委員等の評価点の合計が最も高い候補者1名を最優秀候補者として決定する。

(3) 複数の候補者が同点数で並んだ場合は、委員等の協議により決定する。

(4) すべての候補者が一定の基準に達しないと考えた場合は、委員等の協議により「該当者なし」と決定することができる。